

商標権侵害の虚偽事実の告知・流布・不正競争防止法事件：東京地裁平成28(ワ)12829・平成29年3月30日（民47部）判決<請求棄却>

### 【キーワード】

商標権侵害，虚偽の事実・流布（不競法2条1項15号），真正商品の並行輸入

### 【請求】

- 1 被告は，原告の取引先その他第三者に対し，原告がNIC INDUSTRIES社製のセラコート塗料を輸入する行為は商標権侵害であるとの虚偽の事実を告知又は流布してはならない。
- 2 被告は，原告に対し，770万円及びこれに対する平成28年5月11日（訴状送達の日翌日）から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被告は，原告に対し，別紙謝罪広告目録記載1(1)ないし(3)の各ウェブサイトにて，同目録記載2の謝罪広告を，同目録記載3の条件で1か月間掲載せよ。

### 【事案の概要】

本件は，原告（株式会社東京精匠）が，米国会社の製造販売に係るセラコート塗料の真正商品を並行輸入しているところ，原告の当該輸入行為を商標権侵害行為であると告知・流布している被告（鈴友株式会社）の行為が不正競争防止法2条1項15号に該当する旨主張して，被告に対し，①同法3条1項に基づき，上記告知・流布の差止めを，②民法709条に基づき，損害賠償金770万円及びこれに対する不法行為の日以後である平成28年5月11日（訴状送達の日翌日）から支払済みまで民法所定の割合による遅延損害金の支払を，③不正競争防止法14条に基づき，謝罪広告の掲載を，それぞれ求める事案である。

#### 1 前提事実（当事者間に争いのない事実及び証拠上明らかな事実）

##### (1) 当事者等

- ア 原告は，エアガンの販売及び塗料を用いたエアガンへの塗装を主たる業とする株式会社である。
- イ 被告は，塗料の輸入販売，塗料の加工及び塗料を用いたエアガンへの塗装を主たる業とする株式会社である。
- ウ 被告の代表取締役は，甲（以下「甲」という。）である。

##### (2) セラコート塗料に関する商標権

- ア NIC INDUSTRIES社の有する商標権  
米国のNIC INDUSTRIES社（以下「NIC社」という。）  
は，次の米国商標権を有している（甲4。枝番を含む。）。  
登録番号 第4068382号

出願日 平成22年9月24日  
登録日 平成23年12月6日  
登録商標

## CERAKOTE

商品及び役務の区分・指定商品

### 第1類

工業用途金属基質用無機ポリメリック組成物，商業及び工業製品の製造に使用するポリマー組成物，樹脂又は繊維複合材料の製造に使用するポリマー樹脂

### 第2類

火器，スコープ，関連火器付属品用のセラミック系シーラント及びコーティング

#### イ 甲の有する商標権

甲は，次の商標権（以下「本件商標権」といい，本件商標権に係る登録商標を「本件商標」という。）を有している（甲2，3）。

登録番号 第5651327号

出願日 平成25年9月19日

登録日 平成26年2月21日

登録商標

セラコート  
C e r a k o t e

商品及び役務の区分・指定商品

第2類 セラミックを主成分とした合成樹脂製塗料

#### (3) 独占販売店契約の締結

被告は，平成27年4月頃，NIC社との間で，NIC社製品につき，独占販売店契約を締結した（乙8。以下「本件独占販売店契約」という。）。

#### (4) ウェブサイトへの投稿等

平成27年7月以降，次のアないしオのとおり，TwitterやFacebookへの投稿等がされた（以下，順に「本件発言等1」ないし「本件発言等5」といい，これらを総称して「本件各発言等」という。）

##### ア 本件発言等1

被告は，平成27年7月9日，自己のTwitterに，「錦糸町とまた取引をすると言う噂聞きました。私が生きている限り絶対にありません！商標権侵害するものは，賠償請求を徹底的に追及します。正規総代理店として本部からの要請でFC認定加盟店を展開し，それに反する行為は営業妨害，風評被害賠償など億単位の賠償請求となります。」と投稿した（甲7）。

#### イ 本件発言等 2

被告は、同年11月18日頃、Facebookに、「日本総代理店として凄〜くバカにされてる感じ。告知します。国内商標権も敢えて行使します。平行輸入もそうですが、セラコート (Cerakote) の名前使用の場合はまず鈴友株式会社へご連絡ください。」と投稿した (甲 8)。

#### ウ 本件発言等 3

同日頃、甲名義のアカウントから、Messenger (Facebook 社が提供するアプリケーション) を利用して個人に対し、「ムーブにはセラコートの許可を下ろしてません。」「今は法的手段で対処中です。これは凄く不快です。」「一旦NICセラコートを輸入禁止にしようと思っている程です。」「うちに権利があるのはご存知ですよ？」「こちらは警察を送り込む権利もあります。」「とりあえず彼等の悪行に良いねはよしてください」「まあFBに報告したので、削除されると思いますが、それでもよろしくお願い致します。」「そしてセラコートの注文はしないでください。」

「(真正商品の並行輸入の) この項目一つも満たしておらず、真正商品ではありません。」とのメールが送信された (甲 9)。

#### エ 本件発言等 4

(ア) 同日頃、甲名義のアカウントからFacebookの運営者に対し、原告がセラコート塗料を用いてエアガンの塗装を行うサービスを行っている旨の原告掲載に係るコンテンツについて、商標権侵害に関する申立てがされた (以下「本件発言等 4 の 1」という。)。なお、Facebookの運営者は、その頃、商標権を侵害しているとの報告があったことを理由に、Facebook上の上記コンテンツを削除した。(甲 12 の 1, 2)。

(イ) 甲名義のアカウントから、ミリタリーブログの運営者に対し、原告がセラコート塗料を用いてエアガンの塗装を行うサービスを行っている旨の原告掲載に係る記事について、商標権侵害に関する申立てがされた (以下「本件発言等 4 の 2」といい、本件発言等 4 の 1 と総称して本件発言等 4 といい。))。

#### オ 本件発言等 5

同年12月頃、Facebookの「セラコートQ&A日本用スレ」と題する掲示板に対し、甲名義のアカウントから、「弊社と米国NICは並行輸入を一切認めてません。某ショップが弊社宛に内容証明を送って参りましたが、送り主は真正商品の証明もできず、弊社の返答にお答えもしていません。弊社も次の段階に入る事を願わくは望みませんが、未だに違法行為を止める事もなく、施工のクレームも絶えないので、弊社も断固として許す事はできず、対処の方向に進む事をご報告いたします。」「日本と米国連邦警察に違法者に対して対処もお願いできます。その場合、違法行為に関わっている製品の押収やその他の対処も要求できますのでご注意ください。」などの内容が投稿された (甲 11)。

## 2 争点

(1) 本件各発言等が、原告の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知・流布する行為に当たるか。(争点1)

具体的な争点は、次のとおりである。

ア 本件発言等1, 2及び5は、「原告」に関する告知・流布であるか。

イ 本件発言等3ないし5は、「被告」の行為であるか。

ウ 本件発言等3及び4は、「事実」の告知・流布であるか。

エ 本件各発言等の内容は、「虚偽」であるか。

(2) 本件各発言等は、正当な権利行使として違法性が阻却されるか。(争点2)

(3) 本件各発言等につき、被告の故意・過失があるか。(争点3)

(4) 差止め及び信用回復措置の必要性の有無(争点4)

(5) 損害額(争点5)

### 【判 断】

1 争点1(本件各発言等が、原告の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知・流布する行為に当たるか。)について

(1) 本件発言等1, 2及び5は、原告に関する告知・流布であるか。

本件各発言等が原告の営業上の信用を害するものであるといえるためには、需要者が本件各発言等を原告に関する告知・流布であると認識することができる必要があるので、この観点から検討する。

ア 本件発言等1について

本件発言等1の内容は、第2の1(前提事実)(4)アのとおりであり、その対象者は「錦糸町」と表現されているところ、本件発言等1が原告に関する事実の告知・流布であると認めるに足りる証拠はない。

この点、原告は、「錦糸町」付近でガンの塗装サービスを行うのは原告のみであり、原告を愛顧する顧客が作成したコミュニティにおける平成25年7月頃のやり取りでも認識されているとおり、需要者であるガンの愛好者は「錦糸町」が原告を意味すると認識することができるなどと主張する。

しかしながら、上記コミュニティ内でのやりとりは本件発言等1がされた時点(平成27年7月9日)の約2年も前のものであるし、そもそも、その内容(甲5, 19)を見ても、「錦糸町」が原告を意味すると認識されていたとは認めるに足りない。また、錦糸町付近には、従前から原告以外にも「ジョークショップ」というガンショップが存在しており、一時閉店したことはうかがわれる(甲43)が、現在も錦糸町付近で営業を継続している(乙34, 51)ことが認められる。したがって、原告の上記主張は、その前提を欠き、採用できない。

イ 本件発言等2について

本件発言等2の内容は、第2の1(前提事実)(4)イのとおりであるところ

ろ、本件発言等2が原告に関する事実の告知・流布であると認めるに足りる証拠はない。

この点、原告は、本件発言等2は、原告に関する本件発言等1に続くものであり、また、原告がセラコート塗料を用いた塗装サービスを行っていることが周知であるから、原告に関する発言等である旨主張する。

しかしながら、上記アのとおり、そもそも本件発言等1が原告に関する発言等であるとは認めるに足りないし、また、原告がセラコート塗料を用いた塗装サービスを行っていることが周知であると認めるに足りる証拠もない。したがって、原告の上記主張は、その前提を欠き採用できない。

#### ウ 本件発言等5について

本件発言等5の内容は、第2の1（前提事実）(4)オのとおりであり、当該発言等の対象者は「某ショップ」と表現されているところ、本件発言等5が原告に関する事実の告知・流布であると認めるに足りる証拠はない。

この点、原告は、本件発言等5は、原告に関する本件発言等1及び2に続くものであり、また、原告がセラコート塗料を用いた塗装サービスを行っていることが周知であるから、原告に関する発言等である旨主張する。

しかしながら、上記ア及びイのとおり、本件発言等1及び2が原告に関する発言等であることや、原告がセラコート塗料を用いた塗装サービスを行っていることが周知であることを認めるに足りないから、原告の上記主張は、その前提を欠き採用できない。

エ 以上のとおり、本件発言等1、2及び5は、原告に関する告知・流布とは認められない。

#### (2) 本件発言等3及び4は、被告の行為であるか。

被告は、本件発言等3及び4は、甲名義のアカウントからされており、その告知事項や告知状況などを全体として評価すると、被告ではなく甲個人の行為であるといえる旨主張する。

しかしながら、甲は、被告の代表取締役であり、本件商標は被告の業務内容に関するものであるから、甲は、被告のために本件商標の登録を受けたものと推認される。そして、本件発言等3は、セラコート塗料の販売という被告の業務に関する内容である上、原告を示す「ムーブ」に「セラコートの許可を下ろしてません」との内容によれば、セラコート塗料に関する利用許諾の主体が発言等の主体であると解されるところ、N I C社製のセラコート塗料に係る日本国内での利用許諾をなし得るのは甲ではなく、N I C社と本件独占販売店契約を締結した被告である。また、本件発言等4のうち、F a c e b o o kの運営者に対する申立て（本件発言等4の1）は、原告のコンテンツについて商標権を侵害している旨の、本件発言等3と同じ頃にされた報告であり、当該運営者によって当該コンテンツが削除された（甲12の1及び2）ところ、本件発言等3には「まあFBに報告したので、削除されると思いますが」という本件発言等4の1との関連性を示す内容が含まれている。また、F a c e b o o kに

において、商標権侵害の報告は、当該商標の保有者が行うことが前提とされている（乙7の6）。

そうすると、本件発言等3及び4の1は、いずれも、甲が、被告の代表取締役として行った行為というべきであり、被告の行為であると認めるのが相当である。

他方、ミリタリーブログの運営者に対する申立て（本件発言等4の2）については、本件全証拠によっても、当該申立てがされた時期や具体的な申立ての内容は明らかではなく、その告知内容や告知事項、告知状況はいずれも不明であるから、上記申立てを被告の行為であると認めることはできない。

### **(3) 本件発言等3及び4の1は、事実の告知・流布であるか。**

被告は、本件発言等3及び4の1は、事実の告知等ではなく、甲個人の主観的な見解・判断を述べたものにすぎない旨主張する。

しかしながら、本件発言等3については、甲名義のアカウントからMessage n g e rを利用して個人に対してメールが送信されているが、上記(2)のとおり、これは、甲個人ではなく被告の行為であるというべきである。また、その発言内容は前記第2の1（前提事実）(4)ウのとおりであり、原告（本件発言等3において「ムーブ」と表現されている。）の取り扱う「セラコート」が「真正商品ではありません」というものである。このような告知内容、告知事項や告知状況等を考慮すると、本件発言等3は、単なる主観的な見解や判断を述べるものではなく、事実を告知したものと認めるのが相当である。

他方、本件発言等4の1についてみると、Facebookの運営者は、一般的に、Facebook上のコンテンツが商標権侵害であるとの申立てを受けると、当該申立てを検討して当該コンテンツを削除するか否かを判断する

（乙7の6）ことになる。また、Facebookの運営者は、本件発言等4の1を「商標権を侵害しているという報告」（甲12の1及び2）と扱っているが、Facebookで商標権に関する報告に使用されているフォームの記載内容に照らせば、本件発言等4の1の具体的な内容は、「私の商標権を侵害していると思われるコンテンツを見つけた」（乙7の7）というものであったと推認されるにとどまり、これを超えて何らかの具体的な事実の告知があったことを認めるに足りる証拠はない。これらの事情に照らせば、本件発言等4の1は、未だ抽象的に主観的な見解を述べたものにとどまるというべきであり、事実の告知であるとまでは認めることができない。

### **(4) 本件発言等3は「虚偽」の事実の告知・流布であるか。**

ア 商標権者以外の者が、我が国における商標権の指定商品と同一の商品につき、その登録商標と同一の商標を付したものを輸入する行為は、許諾を受けない限り、商標権を侵害するが（商標法2条3項、25条）、そのような商品の輸入であっても、①当該商標が外国における商標権者又は当該商標権者から使用許諾を受けた者により適法に付されたものであり（第1要件）、②当該外国における商標権者と我が国の商標権者とが、同一人であるか又は法

律的若しくは経済的に同一人と同視し得るような関係があることにより、当該商標が、我が国の登録商標と同一の出所を表示するものであって(第2要件)、③我が国の商標権者が直接的に又は間接的に当該商品の品質管理を行い得る立場にあることから、当該商品と我が国の商標権者が登録商標を付した商品とが当該登録商標の保証する品質において実質的に差異がないと評価される場合(第3要件)には、いわゆる真正商品の並行輸入として、商標権侵害としての実質的違法性を欠くものと解するのが相当である(最高裁判所平成15年2月27日第一小法廷判決・民集57巻2号125頁)。

イ 原告は、NIC社製のセラコート塗料を購入した米国協力業者から国際航空貨物運送業者を介して同塗料の送付を受けた国内協力業者から購入しており、このことは証拠(甲23ないし28, 37ないし40)から明らかであるから、原告の輸入行為は第1要件を充足する旨主張するので、検討する。

なお、本件発言等3は平成27年11月18日頃にされたものであるから、ここで第1要件を充足することが立証されるべき原告の輸入行為は、上記時点より前のものであることは当然であり、かかる観点から検討を行うこととする。

まず、上記各証拠は作成時期が1年以上異なるものも含まれているから、これらを一体として一連の輸出入等に関する証拠であると解することはできない。

そして、証拠(甲23, 24)及び弁論の全趣旨によれば、米国に所在する氏名不詳の者(以下「A」という。)が、平成28年4月、NIC社に同社製のセラコート塗料を注文してこれを購入したこと、及び、米国に所在する氏名不詳の者が、同年5月5日、品名「PAINTS. VARNISHES & SOLUTIONS, N. E. S」について、日本に所在する氏名不詳の者に対する輸入許可を受けたことが認められる。しかしながら、これらは、そもそもいずれも本件発言等3より約4月以上も後の事実であるから、本件発言等3の内容が虚偽であるか否かの点に直接関係を有しない上、輸入許可を受けた主体がAであるかは不明であり(甲24は公正証書〔甲39〕の確認対象になっていない。)、輸入許可に係る貨物がNIC社製のセラコート塗料であるかも不明であり、原告が上記の日本に所在する氏名不詳の者から上記荷物を受領したと認めるに足りる証拠もない。

次に、証拠(甲25ないし28, 39)及び弁論の全趣旨によれば、Aが、平成27年7月25日付けで、日本に所在する氏名不詳の者(以下「B」という。)に対し、品名「塗料」、総個数「3」を内容とする国際航空貨物(運送状番号808486953648)を発送して同月27日に輸出し、同月30日付けで、品名「液体入りプラスチック容器 C e r a k o t e」「0.8kgH-168×1pce」とする内容点検確認を受けたことが認められる。しかしながら、上記輸出入に係る荷物がNIC社製のセラコート塗料であるかは不明であり、原告がBから上記荷物を受領したと認め

るに足りる証拠もない。

さらに、証拠（甲39、40）によれば、原告が、平成28年5月25日付けで、Bから品名を「セラコート」とする代金の請求を受けたことは認められるが、これは本件発言等3より約6月も後の事実であり、上記代金の対象が本件発言等3より前の取引に係るものであることも認めるに足りないから、本件発言等3の内容が虚偽であるか否かの点に直接関係を有しないし、そもそも、当該「セラコート」がNIC社製のセラコート塗料であるか自体も不明である。

そうすると、原告の提出する上記各証拠をもって、原告が、本件各発言等の前から、米国協力業者及び国内協力業者を介して、NIC社製のセラコート塗料を継続的に輸入したと認めることはできず、他に当該事実を認めるに足りる証拠はない。加えて、本件全証拠を検討しても、日本国内において流通するセラコート塗料にNIC社製ではない非真正品が存在しないと認めるに足りる証拠もない。

以上によれば、原告の輸入行為が第1要件を充足すると認めることはできない。

ウ したがって、本件発言等3を「虚偽」の事実の告知・流布であると認めることはできない。

#### (5) まとめ

以上のとおり、本件各発言等は、いずれも不正競争防止法2条1項15号に該当するとは認められない。

## 2 結論

よって、その余の点について判断するまでもなく、原告の本件請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

（なお、原告は、平成29年2月28日付及び同年3月13日付で弁論再開を求める上申書を当裁判所に提出したところ、その中には、前記第1要件について「追加証明は十分可能、かつ、容易であると考えている」とか「この点について、さらに的確な立証活動を予定している」との記載がある。しかしながら、攻撃防御方法について適時提出主義が採られていることはいうまでもないところ（民訴法156条）、原告は、自らの行為がいわゆる真正商品の並行輸入として適法である旨主張して、平成28年4月20日に本件訴訟を自ら提起したものであり、かつ、訴訟の当初から上記主張の成否は重要な争点となっていたのであるから、原告は早期に必要な立証活動を十分に行うことが当然できたはずである（原告が上申書で述べるように、この点の証明が容易であるならば、尚更である。）。しかも、原告は、同年10月4日の第3回弁論準備手続期日において「次回までに主張及び立証を尽くす」と述べ、同年12月1日の第4回弁論準備手続期日において「並行輸入の第1要件について、他に主張及び立証はない」と述べている。さらに、上記各上申書の内容を見ても、本判決の結論を左右するに足りるような記載はない。これらの事情に照らして、当裁



判所は、本件口頭弁論を再開しないこととしたものである。)

**【論 評】**

1. 本件は、不競法2条1項15号の規定の適用に該当する事案であったようであるが、原告からは被告が虚偽事実を告知、流布していることを証明する証拠の提出を待っていたけれども、結局提出されなかったから、被告による本件各発言等があったとは立証されなかったのである。

趣旨は不明であるが、770万円の金員の支払いや謝罪広告をウェブサイトと新聞に掲載することを請求したり、退職された元知財高裁所長判事を原告訴訟復代理人に選任した事件であったのに。

[牛木 理一]

(別紙)

## 〔謝罪広告目録〕

### 1 ウェブサイト

#### (1) 被告のF a c e b o o kページ

タイトル：鈴友株式会社（鈴友株式会社 Suzutomo Co., Ltd.）

URL：（URLは省略）

#### (2) 被告の運営するブログ

タイトル：鈴友株式会社 職人技の表面加工業者

URL：（URLは省略）

#### (3) 被告の運営するウェブサイト

タイトル：セラコートジャパン

URL：（URLは省略）

### 2 謝罪広告

株式会社東京精匠殿

弊社は、F a c e b o o k及びT w i t t e rにおいて、貴社が、弊社の商標権を侵害していることを示す記事を複数回にわたり掲載し、また、M e s s e n g e rアプリ等によって、貴社の顧客に対し、貴社が弊社の商標権を侵害している旨の告知をしました。実際は、貴社が弊社の商標権を侵害した事実はなく、弊社の記事及び告知は、貴社の営業上の信用を大きく低下させるものでした。貴社に多大な迷惑をおかけして大変申し訳ありませんでした。弊社の記事が事実と反することを認め、ここに謹んで謝罪いたします。

平成 年 月 日（掲載の日付を記載すること）

鈴友株式会社 （以下省略）

### 3 条件

場所・方法：1 (1)のF a c e b o o k、及び、1 (2)のブログについては、謝罪広告を掲載した記事を投稿することによる。1 (3)のウェブサイトについては、トップページに謝罪広告を掲載することによる。

フォント： MS明朝体

フォントサイズ： 14

以上